

# 産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書における果樹緊急事業の実施に関する細則

## (通則)

第1条 令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業実施要領（令和3年9月2日付け3農産第891号農林水産省農産局長通知。以下「果樹緊急事業実施要領」という。）に基づき行う事業（以下「果樹緊急事業」という。）に係る業務の方法については、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）のほか、この細則に基づき実施するものとする。

## (業務の執行)

第2条 公益財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）は、事業実施主体の事業の執行に当たり必要な場合には、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に指導・助言を求めるものとする。

## (協会から事業実施主体への助成金の交付決定)

第3条 協会は、果樹緊急事業実施要領第4の1に定めるところにより、事業実施主体から提出のあった事業実施主体助成金交付申請書について、果樹緊急事業実施要領第3の1の(2)のイに基づき農産局長から承認を得た事業実施計画に記載された国庫補助金等の額の範囲内で、事業実施主体に対して助成金交付決定の通知を行うものとする。

2 協会は、果樹緊急事業実施要領第4の1のまた書きによる事業実施主体助成金の変更交付申請があった場合、果樹緊急事業実施要領第4の2に準じた手続きを行うものとする。

## (助成金の支払)

第4条 協会は、果樹緊急事業実施要領第6の3又は4に定めるところにより、事業実施主体から提出のあった事業実施主体助成金請求書について、その内容を審査の上、助成金の交付が適当と判断される場合は、速やかに助成金を支払うとともに、事業実施主体に対して、支払額の通知を行うものとする。

2 協会は、事業実施主体に対して、支援対象者が果樹気象災害対応緊急支援事業実施計画を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するよう指示しなければならない。ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

3 協会は、事業実施主体に対して、第2項のただし書により申請をした支援対象者が、果樹緊急事業実施要領第6の1の(1)の助成金の請求額を報告するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して申請するよう指示しなければならない。

4 協会は、事業実施主体に対して、第2項のただし書により申請をした支援対象者が、助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額し

た支援対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに事業実施主体に報告するとともに、事業実施主体の指示を受けてこれを返納するよう指示しなければならない。

また、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第1項の支払額の通知を受けた日から起算して3か月後までに、事業実施主体に報告するよう指示しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第5条 協会は、事業実施主体に対して、本事業に係る助成金の交付を受けた事業実施者及び支援対象者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に準じて、取得財産等を事業実施主体の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないことを指示しなければならない。

2 取得財産等のうち、第1項の規定の対象となるものは、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱(令和2年2月28日付け元生産第1694号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第19の1の規定に準じて、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

3 第1項の財産の処分を制限する期間(以下「処分制限期間」という。)は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条及び第3条に定める耐用年数に相当する期間とする。

4 協会は、事業実施主体に対して、第1項により承認をしようとする場合は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ農産局長と協議を行った上で協会の承認を受けるよう指示しなければならない。

5 事業実施主体自らが、取得財産等を処分しようとするときは、第4項の規定を準用する。

6 業務方法書第13条第2項の規定は、第5項の承認をする場合において準用する。

#### (留意事項)

第6条 その他、果樹緊急事業の実施に当たっては、業務方法書第7条から第9条、第11条、第13条及び第15条を準用する。

その際、「都道府県」及び「都道府県知事」を「事業実施主体」に、「地域協議会」及び「地域協議会長」を「事業実施者」に、「取組主体」を「支援対象者」に読み替えるものとする。

#### 附則

この細則は、農産局長の承認のあった日から施行する。